

地研通信

発行人 森 岡 洋
編集人 坪 原 紳 二
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
津市一身田中野字蔵付157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次前学長

国際労働機関 (ILO) 管見

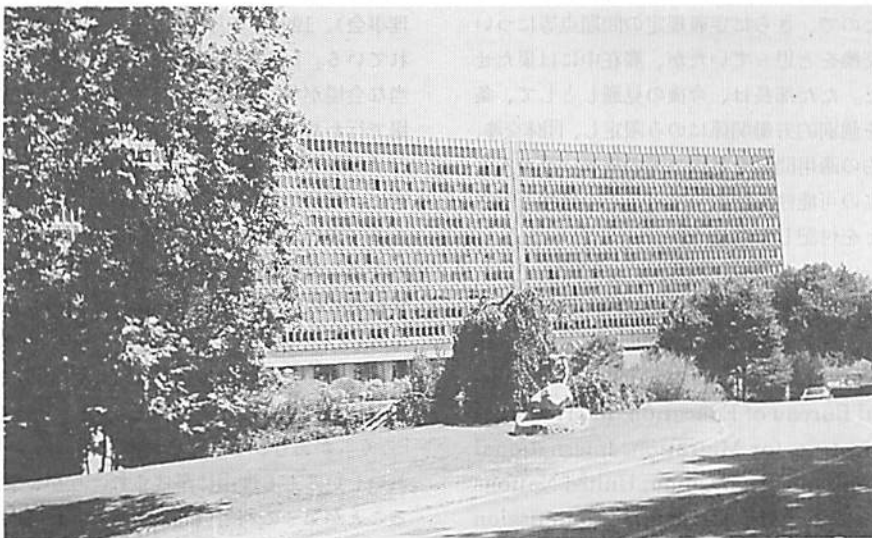
尾崎 正 利

1. はじめに

今年8月と9月三重短期大学在外研修として、ILOにおいて、研修を行う機会が与えられた。ILOでは研究者を受け入れる制度を持っていなかったこともあり、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、伊澤参事官のお世話により、労使関係・労働行政局、労働行政部 (ADMITRA) において、研究室、資料の提供等便宜を受けることが出来ることとなり、職業紹介システム、とりわけ外国人労働者に対するシステムについて研究を行うことが出来た。滞在期間が2ヶ月と短かったこと、私の語学力不足等により、当初予定した研究を十分に極めたとは云えないが、私がこれまでILO文書を理解する上で見過ごしてきた幾つかの点があることに気づいた。例えば条約案作成過程での、基礎的リサーチにおける日本法制、労使関係システ

ムに関する資料 (ライブラリー) の決定的な不足、客観的に見れば特定の諸国の法制資料参照への圧倒的な偏重、またこれらリサーチを行う expert staff の欧米への偏重 (採用試験において非公用語言語が排除されていることにも原因があるのかもしれない) がよく理解でき、今後一層正確な資料解読が期待できるのでは、というのも成果でなかったかと考えている (このことについては、別の機会に詳しく述べることにする)。

私が ADMITRA に所属して研究が出来たのは、伊澤参事官がILO出向中に知己を得た、同局労働法・労使関係部 LEG/REL 尾崎宗人部長に私の受け入れを依頼したものの、同部には空きがなく、そこで私の研究テーマから ADMITRA の部長である Jean COURDOUAN 氏 (フランス) に直接受け入れをお願いしていただいたことによる。



ILO本部：西側より正面入口を眺む

尾崎部長は、パリ大学卒業後ILOに採用され、以来ILO事務局に勤めてこられ、しかも日本がILOに復帰して間もなく勤務に就かれた草分けの人材で、フランス語に堪能な極めて有能な chief expertである。彼には、忙しい中、いろいろ相談を持ちかけては仕事の邪魔をしてしまった。しかし時間を割いて私につきあっていただき、レポートの点検までしていただいた(Private Employment Agencies and Migrant Workers- An Overview of Japanese Regulations and Practices-)。今後の私の研究にILOでの成果が現れるとしたら、それはひとえに尾崎部長の親切な配慮のたまものである。

紙面を借りて感謝したい。

ところで本年度の総会議案の一つであった「契約労働」の担当がLEG/RELであり、部長とはこの条約案について、特に日本の受け入れ可能性について話したことがある。条約案については3年間のリサーチの後、修正の上再度提案されることになっているが、経営合理化に起因する作業の外注化等の雇用形態の多様化が進む中、それら周辺の雇用関係を労働法の保護の中に組み入れるべきかどうか、基本的な部分に労使の峻然とした対立があり、しかも日本のように使用従属関係の下に労働法適用を可能とするシステム(相当部分カバーされるが、裁判等を通じて行う救済が主たるものである)とどのように調整すべきか、また日本のようなシステムにおける問題点について、判例の動向等雑談ながらいろいろ意見の交換が出来た。この条約案については最終報告書(総会提出基本資料) Contract Labour Report VI(1)(2)を頂いたので、さらに定義規定の問題点等について意見交換をと思っていたが、滞在中には果たせなかった。ただ部長は、今後の見通しとして、条約内容を個別的労働関係にのみ限定し、団体交渉、労働協約の適用問題を各国の国内規制に委ねる方向が成立の可能性を増すのでは、との感想を示されたことを付記しておこう。

2. ILOの環境と施設について

ILOは、レマン湖の西の丘陵地域に、European Organization for Unclear Research, International Bureau of Education, International Organization for Migration, International Telecommunication Union, United Nations office at Geneva, Economic Commission for Europe, Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, World

Health Organization, World Meteorological Organization, World Intellectual Property Organization, World Trade Organizationといった国際機関とともに在り、建物は、公園としてきれいに整備された敷地面積25エーカーに、南北方向に緩やかな弧を描いて、正面玄関(西)から上11階、下方3層(R1~R3)の部分から成る。正面玄関の前面からFerney街道の間は馬十数頭を放牧する広大な牧場があり、北側は小麦畑、その東に向かって続くWHOが在り、南側にはMorse通りを挟んで広大な敷地を持つロシア駐在事務所、香港駐在事務所等があり、幹の周りが4から5メートルはあろうかと思われる大木からなる鬱蒼とした森の中に位置している。芝地はよく手入れがされ、滞在中幾度となく芝刈り機が入っているのを見た。

正面玄関を入ると、R3フロアで、中央部分が吹き抜けの空間として残され、左右両端に施設がある。右側(南)に大会議室(理事会が行われる)、及び小会議室が6室あり(さらにR2に5室)、大会議室の入口壁面には歴代事務局長の肖像画が掲げられている。今期で退任する Michel Hansenne(Belgium)氏の分は退任後追加されるであろう。ちなみに、初代局長 Albert Thomas(France)1919-32, Horold B. Butler(UK)1932-38, John G. Winant(US)1939-41, Edward J. Phelan(Ireland)1941-48, David A. Morse(US)1948-70, Wilfred Jenks(UK)1970-73, Francis Blanchard(France)1974-1989である。なお第9代事務局長には、南半球から初めて、チリ国連常駐大使のソマビア氏が選ばれ(第271会理事会)、1999年3月4日就任することが決定されている。毎年6月に行われる総会は、ILOに適当な会場がなく、パレ・デ・ナシオンの大会議場で行われるとのことであった。南端にカフェテリアがある。ここはR1北端のカフェテリアとともに、喫煙が許される数少ないサンクチュアリである(喫煙者にとって)。ILOの建物内では個人のオフィスを含め一切喫煙が禁止されている。従って私もこの場所は滞在中一番よく利用したところであり、1杯1.60スイスフランのコーヒーを、2ヶ月の滞在中計算によれば(1日3回、40日)120杯ほど飲んだことになる。コーヒー自身に「こく」があり、それほど刺激を感じないなど、おいしいことも理由に挙げられようが、喫煙できることが第一の利用目的であった。毎回同じような顔ぶれになり、ソファーを譲り合ったり奇妙な連帯感があった。

R2南側にはライブラリーが、北側には郵便局とレストラン、セルフサービス方式のレストラン（組合せや量が自由に選択できる野菜サラダが人気）があり、R1北側のカフェテリアにはサンドウィッチ類の種類が多く、庭で食事出来るようになっており、なかなか盛況であった。ここにも出入口があり、Appia通り（バス停留所BIT）に出て、国際赤十字・赤新月博物館（昼食時には、中庭で時々コンサートが催されていた）は通りを隔てた向かい側にある。

R3から上はすべて事務局のフロアで、29局、1特別顧問から成り、私はそのうちの労働関係・労働行政局に所属し、5階の74号室を提供された。部屋からはレマン湖を望むことが出来、モンブランの方向にも視界が開けていたが、とうとうモンブランを部屋から見ることがなかった。各フロアは、建物の構造から縦長で、中央部に書庫等の資料保管スペース、印刷、ファックス受信機等の設置スペース、トイレ、エレベーター、湯沸かし設備等が設けられ、その両側に通路があり、窓に面してそれぞれのオフィスが並び、北から南に向かって順次、左側が偶数、右側が奇数番号で続いていた。従って偶数番号のオフィスにレマン湖が開けることになる。隣76号室は空き部屋だったが、9月にアソシエート・エキスパートとして新規に採用された中山順子さん（同志社大学大学院修士課程で労働法を専攻）が入室され、時にはティータイム（喫煙タイム）にお誘いしたりして、情報交換など楽しいひとときを過ごすことも出来た（彼女には資料の提供など、帰国後もお世話いただいている。ここで改めて感謝を表しておきたい）。

3. ILOスタッフの勤務状況について

各オフィスの間取りは、私の勤務する三重短期大学の研究室とはほぼ同じで、間口2メートル、奥行き6メートル程度ではなかったかと思う。これが基本単位で、各部の部長（Chief）の部屋はこれを3個分ぶち抜いてあり、その隣に秘書室（5人内外が配属されている）があり、3ないし4部屋分のスペースがあった。シニアエキスパートクラスでは2部屋分のスペースを占有する例も見られた。オフィスのドアには鍵をかける装置がなく、不在の時にドアを開けておき、在室中は閉めておく例が多く見られた。私もそのようにしたが、最後の方では在室中も開けておくことが多かったように思う。

職員の勤務時間は、フレックスタイム制を採用

し、コア時間は午前10時から午後3時で、1日8時間週5日勤務とのことであった。労働時間の管理は各部部長であるが、出退勤の管理についてはタイムレコーダー等がないため事実上職員の自主性に任されているとのことであった（年休等は事前に部長に届け出て調整をする。8月は職員の多くが順次夏期休暇を1から2週間取っており、建物内は閑散としていたが、9月にはいると大方出そろい活気が出てきたように思う。）。

またIDカード等がないこともあり、誰が職員かどうもよく分からなかった。従って私にも何の管理もなく、月曜日から金曜日まで、原則として朝9時30分から5時30分（昼の休憩は12時30分から2時30分まで）の間、実質1日4時間の研究を自主的に行ったに過ぎない。しかし部長クラスになると、朝早くから遅くまで勤務していたようであり、また担当の会議開催（特に総会、専門家会議等）の時期になると相当遅くまで仕事をするようであり、個人研究を行っているスタッフは休日にも出勤し、研究をしているようである。ちなみに休日の出勤には守衛に申し出て、名簿にサインをして建物にはいることになり、管理が入る（私は1度も休日に出勤しなかったので様子是不分らない）。

昼の休憩時間の過ごし方はそれぞれであり、職員組合に種々のクラブがあり、クラブ活動をする者（勤務終了後も積極的にしていた）、ジョギングをする者、芝生で読書をする者、散歩をする者（私はこのタイプで、約1時間周辺を散歩するのが日課となった。主に国際機関のある周辺であったが、特に崩れかけた土作りの倉庫のある細い、苔むした小径のMorse通りの雰囲気などが好きだった。また時にはバスで10分程度の旧市街へ出かけ、カフェテリアで過ごすこともあった）などである。

4. ILOと日本

ILOでは、1980年から会議語として、日本語の同時通訳が認められるようになり、また国際労働問題研究所(IILS)の下での国際労使関係研究会(IRIA)は、日本労働研究機構が設立母胎の一つとなったものであるが、こうした状況にもかかわらず、先に述べたように、労働法制や労使関係に関する日本の状況を示す資料が殆ど見あたらなかった。またスタッフもレポート作成に当たり日本の状況については、必要に応じて、その都度外部の研究者にレポートの作成を依頼するのが現状のようであり、とりわけ日本労働法制について全般的

に知識がありそれに基づいて個々の制度の評価をしていると理解するのは困難である。例えば96号条約については金沢大学経済学部の伍賀教授のレポートDevelopment of private employment agencies and government policies, Labour Administration Branch, Document No.49-1.が参考にされたようである。

このレポートは派遣業法の成立状況とその影響について、日本の職業紹介法制の説明を下に展開され、日本における民間職業紹介制度の抱える問題についての包括的な解説であり、極めて優れた業績であるが、しかしそうしたシステムを支える労働法制全体とのつながりまで説明することは困難である。このレポートの内容がどこまで担当のスタッフに伝わったのか、総会に提出された公式のレポートからは分からない。結局は、同書の結論に見られる所をそのまま取り込めば、民間職業紹介を促進することが雇用機会の増大に寄与するとの、ストレートに理解される恐れもある。そのこと自体に問題があるわけではなく、労働組合の組織形態等の職業紹介システムを支える全体システムの中で、公共職業安定システムが機能していることが見過ごされているところに問題がある、と思うのである。

ILOの職員数は、世界に設置されている支部、

事務所等を含めて2千人を超え、ジュネーブ本部だけでも、例えば電話帳に記載の職員数は約千5百人になるが、そのうち本部勤務の日本人職員は十数名で、しかも少なくない人数が労働省その他政府機関からの派遣者である。今年は前出の中山さんや堀井さんが試験に合格して採用され、徐々に増えつつあるが、ILOへの資金的貢献度（15.2%）に比べ問題にならないぐらい少数である。英語、フランス語、スペイン語の公用語の中から、2カ国語の能力を要求される試験は日本人にとってハードルが高い。しかし日本は現在、理事会議長（ILO担当はジュネーブ大使）を務め、アジア・太平洋地域会議政府部会の議長国（在ジュネーブ駐在事務所伊澤参事官）でもあるように、資金面以外での貢献は決して少なくはない。今後は、いかに日本の労働法制全体の情報を、ILO内部に継続して蓄積して行くかであろう。エキスパートスタッフには、定年まで勤める者が相当いると云われている。これらスタッフは、おそらく、研究の情報の大半をILO内部の資料や同僚から得るものと推測するに難くない。条約案作成の基礎資料を調査・検討するこれらスタッフに対して、日本労働法制に関する情報をいかに効果的に伝えるか、それが日本の国際社会での地位にも大きく影響するであろうと思われる。

四日市の戦後都市形成史

— コンビナート全面化直前期までの工業化指向の実態について（後） —

坪原 紳 二

3. 県の工業化指向

(1) 県への工場誘致

戦前と変わらぬという点では、県も同じであった。

50年11月、県は「大工場の県内誘致に本腰を入れることになり……基本的参考資料を7市に依頼」⁹⁰⁾、翌51年5月には「工場適地の紹介」と題する企業向け冊子を発行する。県は同様の取り組みをその後も繰り返し行う。以下は53年2月25日付『伊勢新聞』の記事である。

宮川総合開発など電源、資源開発計画の進展に伴い工場誘致問題が起ってくるので、県企画本部では明年度から臨港工場予定地帯はもとより県下全般にわたる工場立地条件の調査を行い、全県的な工場適地リスト作成の準備を進めることになった……

また55年12月にも、「『県の工場適地』と題する写真入りのパンフレットを作成」⁹¹⁾、配布してい

る。

さらに積極的に工場誘致を図るため、県は54年4月、「工場誘致に対する県条例の制定の研究に着手」⁹²⁾、56年3月、「三重県工場誘致条例」を制定する。以下に見るように、進出工場に対する施設的便宜の供与、もしくは奨励金の交付を規定するものであった。

第1条 この条例は、県産業の振興に、特に寄与すると認められる工場を新たに県内に設置（設置に準ずる増設を含む。以下同じ）しようとする者に対し、その設置の誘致に必要な奨励措置を講じ、もって県経済の発展を図ることを目的とする。

第2条 知事は、前条の目的に合致すると認められる工場を指定し……3年内に当該工場に関し、賦課すべき県税相当額の範囲内で、次の各号に掲げる施設的便宜を供与することができる。

1 道路橋梁または運河の新設または改良
:

第3条 知事は、特に必要があると認めるときは、前条の施設
的便宜の供与に代えて、当該工場につき……奨励金を
交付することができる。

：

(以下第9条まで)⁷⁰⁾

(2) 北勢開発

こうした全県的な施策と並行して、県はより具
体的に、各企業を市町村に斡旋、市町村と共に誘
致活動を進めることも行っていた。

早くは51年1月18日付『伊勢新聞』紙上で、青
木理知事は「サイホン式の製粉工場を四日市に誘
致する問題を具体的に進めている」と述べている。

前述の富士染織の場合、そもそも同社が四日市
に着目したのは、県当局、特に知事直々の働き掛
けがあったからであった。

県当局から当社に対して三重県に進出方を希望せられ、その
後鈴鹿市長と県商工課長が同道で鈴鹿市内に工場設置方を前社
長(故)安藤豊に対して申し出があり、次いで青木三重県知事
が来社せられ前社長と懇談の結果、知事と前社長と息気が統合
して前社長は三重県内の酒地に新工場の設置方決心したもので
ようである。その後県及び関係市役所の案内で鈴鹿市と四日市
市内で工場適地について実地調査を行い……結果四日市市内に
分工場の設置を計画したようであった。…⁷¹⁾

54年には四日市を第1候補として、小松製作所
の誘致にも取り組んでいる。

55年4月、知事が田中覚に代わるが、工業化指
向は強まりこそすれ弱まることは全くなかった。
そして50年代後半からは、県は北勢地域の一体的
工業化を目指すようになる。57年10月22日付『伊
勢新聞』紙上で同知事は、「鈴鹿から四日市間を
繊維工業地帯、四日市市を化学工業地帯、四日市
から桑名間を重工業地帯とするのが適当だと思う」
と語っている。59年6月には、「桑名から少なく
とも四日市まで、場合によりましては将来楠、鈴
鹿等にかけて、一大工業都市を整備するという
ふうな腹づもりで⁷²⁾、9市町村の参加を得、
「北伊勢臨海工業地帯整備計画策定協議会」を組
織、さらに同年8月、今度は三菱油化等企業側代
表も含め「北伊勢臨海工業地帯開発協会」を設立
するのである。

こうした方向の下、県は四日市市と共に57年、
日本合成ゴムの誘致に全力を傾ける。田中知事は
同社社長・石橋正二郎に会うこと20回、「石橋夫
人の写真をとって機嫌をとるなど⁷³⁾し、誘致に
努めたという。

58年から59年にかけては四日市市及び桑名市、
川越村を候補地に掲げ、東海製鉄の誘致運動を展
開。誘致失敗後は即、八幡製鉄と接触し四日市市
に斡旋する。また59年には、鈴鹿市への本田技研
工業誘致にも取り組んでいる。すなわち同年7月、
田川県商工水産部長⁷⁴⁾は「上京、本田技研本社を

訪れて……くわしい立地条件調査資料を提出⁷⁵⁾、
8月、やはり同氏が本田「工場建設のための農地
転用について農林省名古屋農地事務局をたずねて
折衝⁷⁶⁾するなど、労を執っているのである。

(3) 「北主南従」に依えて

このように北勢地方の工業化に邁進する一方、
中南勢出身議員からのたび重なる「北主南従」と
の批判もあり、県当局は同地方の工業化も、決し
て等閑にしていたわけではなかった。以下は55年
8月21日付『伊勢新聞』の記事である。

県では本年度から4ヵ年計画で工場誘致を促進することにな
り……県北部に偏在する工場地帯を県南にまで押し進め……県
南部地帯は未開発資源、豊富な宮川の水質利用などによりアセ
テード系工場の誘致、海水を利用する電気製塩……などの誘致
に努力することになっている。…

事実、55年には尾鷲への電気製塩工場、57年
には松阪への東邦レーヨンの誘致に取り組んでいる。

東海製鉄誘致の熱がまださめやらぬ59年6月24
日の県議会では、中勢の一志町出身、西田佐三県
議が「中勢方面、津、一志方面にも工場を誘致で
きるように考えていただきたい」と発言する。こ
れに対し田中知事は、「中勢方面の工場誘致は、
われわれも決して考えないわけではございません……
この方面への工場誘致はこれからの課題として努
力をいたしたい⁷⁷⁾と答弁する。そして翌60年
には、神戸製鋼の誘致候補地として、伊勢市村松と
津市伊倉津両臨海部の立地条件調査に着手するの
である。同年10月、津市臨海部は日本鋼管の誘致
先としても浮上している。

以上見てきたように、県の工業化の焦点は四日
市に止まらず北勢一帯、さらには県下全域に及ぶ
ものであったが、いずれにせよ、強力な工業化指
向を有していた。つまり戦前と状況は同じであっ
たわけである。

4. 他市町村の誘致運動

最後に、県内他市町村の工業化に対する姿勢を
追ってみよう。51年10月の『伊勢新聞』には、
「講和に描く郷土の夢」と題し、県内各首長の地
域開発構想を紹介する連載記事が掲載される。以
下、いくつか抜粋する。

津市：「志田市長は……市発展の大綱を観光施設、工場誘致、
国鉄施設の増加の三つの外力依存主義だと標榜する…」(10月
3日付)

亀山町：「町長は付近の町村合併で鈴鹿川を改修し、工場を誘
致して繁栄を取り戻したいという…」(10月5日付)

松阪市：「庄司市長の大きな夢は、松阪港の改修と大口港付近
を工場地帯にすることである…」(10月6日付)

尾鷲町：「太田町長が描く尾鷲将来の構想は、名古屋と大阪の
中間を結ぶ紀州半島南端に大工業貿易都市を実現することであ
る…」(10月11日付)

桑名市：「川島市長は将来のためには何よりもまず桑名港改修

を急ぎたいという……桑名港が面目を一新すれば、工場誘致もまた可能となってくる…」(10月12日付)

鈴鹿市：「杉本市長は鈴鹿電気通信学園を中心にして東西に鐵道関係3工場を誘致したい……工場誘致で実際上の力を貸ってゆけば必ず理想の田園都市となる。だから工場誘致にはいかなる犠牲もかえりみない由…」(10月14日付)

いずれも判を押したように、工場誘致に地域の未来を託していることが分かるだろう。そして実際に50年代に入ると、どの市町村も固定資産税の減免、基盤整備の先行実施などの誘致条件を提示、あるいはパンフレットを広く配布するなどし、工場誘致活動を進めていくのである。ここでは特に、四日市に隣接している鈴鹿・桑名の2市について、動向を詳しく追ってみる。

(1) 鈴鹿市

四日市と並びこの時期、県内で著しい工業化を果したのが、鈴鹿市である。同市は杉本市長の「林間工業都市」構想の下、内陸部の広大な軍施設・軍需工場跡地を次々と、平和産業用地へと転換していった。

まず50年、次のような協定を結ぶことで呉羽紡績の誘致に成功する。

第9条 甲(杉本市長一筆者注)は、可及的速やかに敷地より伊勢街道及び四日市-白子線(県道)に至る道路を幅員8mの舗装路に改修するものとする。

第10条 乙(呉羽紡一筆者注)が敷地内の深井戸の使用により……付近の水脈に影響を及ぼす際は、甲においてこれが解決を計るものとする。

第11条 乙が工場操業により発生する排水は、一切既存の工場周囲の排水溝に排出する。排水による河川及び海水の汚損に基づく一切の問題に対し、甲は、誠意をもって、かつ責任をもって処理するものとする。

第13条 甲は、産業奨励のため、乙の工場に対し昭和28会計年度末まで毎年乙の負担すべき市税に相当する合算額を奨励金として交付するものとする。

(第14条まで)³⁹⁾

戦前同様、工場操業に伴う公害に対しては、市側に解決の責任がある旨、規定されている。同工場の誘致決定直後、50年11月、鈴鹿市議会は県内初の工場誘致条例、「工場設置奨励条例」を満場一致で可決する。

第1条 本市は、産業の興隆と商工業の進展とに寄与する工場を設置する者に対し、この条例の定めるところにより奨励金を交付する

第4条 奨励金は事業開始の年度から3年度間交付する

(以下第9条まで)⁴⁰⁾

52年8月には旭ダウの誘致に成功するが、同時に上の条例を改正、奨励金の交付に加え「税の減免措置」を導入し、また市長裁量による優遇期間の弾力化を図る。そして引き続き、今度は大東紡の誘致に全力を傾注する。以下は52年9月9日付『伊勢新聞』からの抜粋である。

工場誘致による大鈴鹿市建設のため杉本市長はここ3年、寝食を忘れて東奔西走……大東紡工場を誘致すべく懸命の努力を続けており……8日同市長は同社名古屋工場を訪れ最後の交渉を行ったが、これと同時に市議会各常任委員長6名の別働隊は上京して本社に猛運動を行うことになっており……市長はじめ市会ではあらゆる犠牲を惜しまず邁進している。

一ノ宮との誘致合戦となるが同工場の誘致も果し、さらに56年5月には「工場前道路の舗装、固定資産税3ヵ年免税など」⁴¹⁾を条件に、倉毛紡の進出が決定する。こうして同年11月9日付『伊勢新聞』では、「終戦当時約70万坪の旧軍施設が平和産業に転用され、着々産業振興が行われ林間工業都市いま一步というところへ来ている」と報じられる。そしてこの林間工業都市の実現を決定的なものとしたのが、本田技研工業の誘致であった。

59年4月、県から同社の紹介を受けると「数回にわたって市首脳が上京、猛運動を続け」、「多くの競争地をさしおいて」⁴²⁾8月、誘致を勝ち取る。同社に対しては敷地買収の斡旋、工場周辺道路の舗装、奨励金の交付といった措置の他、新たに設立された市開発公社が社宅の建設を請け負うなどし、便宜を図っている。

一方59年には、県と協力し海岸部の地盤調査に着手、臨海工業地帯の建設をも視野に入れるようになるのである。

(2) 桑名市

対照的に桑名市はこの期間、ほとんど工業化が進展しなかった。しかし工場誘致のための取り組みは、もちろん進められていた。特に57年、中経連による大製鉄所の設立計画が発表されると(58年9月、「東海製鉄」として設立)、同市はその誘致に四日市市、川越村と共に、熱心に取り組むようになる。すなわち57年12月16日の市議会は、製鉄所誘致のための特別委員会を設立することを決め、同時に工場誘致条例を可決する。また翌年6月には、同市の立地条件の優秀さを解説した冊子『東海製鉄所造成計画概要』を作成、関係者に配布する。

桑名の場合、民間の動きも活発であった。以下は商店街連合会の誘致活動を伝える『伊勢新聞』の記事である。

桑名市商店街連合会……は製鉄所誘致運動に一役買おうと、先に市内商店4千人の署名運動を行い、店頭に「製鉄所を桑名市へ」のポスターを張って市民に呼び掛けてきたが、今度は同市八軒通りなどの目抜き通り10ヵ所に、同文句を大書した赤地の横断幕を掲げ、誘致熱を盛り上げるようになった。……⁴³⁾

その他、自治会連合会、あるいは地区労協も、署名運動などの取り組みを見せている⁴⁴⁾。

東海製鉄は結局59年6月、愛知県横須賀地区への立地が決定するが、四日市同様桑名市も、引き

続き重工業、化学工業の誘致に努める。そして同年8月17日の臨時市議会は、三井不動産との共同事業で城南干拓地先331haを埋立て、工場用地を造成することを可決するのである⁴⁰⁾。

5. まとめ

このように四日市市も三重県も、さらには県内他市町村も、工業化に対する姿勢は少なくとも60年頃までは、戦前と変わるところが無かった。いずれも強い工業化指向を持ち、工場誘致活動を積極的に進めていた。そしてこの背景に時には別の要因が加わって、やはり戦前と基本的には変わらぬ都市形成活動が、四日市で展開されることとなった。

自ら工業化を発展と同一視し、しかも他市町村が誘致に躍起となっている状況では、工業開発・工場操業に対する規制は最小限にしたい。一方、計画行政思想は未だ成熟しておらず、また相変わらず農漁民は生産環境の維持に妥協的である。こうして民間による工業開発は放任され、工場操業も厳格には取り締まられない。

戦後の相次ぐ工場の公災害は、行政当局に住工分離の必要性をようやく認識させた。しかし工業化に対する強い欲求、あるいは周辺市町村の誘致活動により惹起される焦りが、住工密接の弊害を直視せしめない。また、近代的設備に根柢なき期待をかけさせることになる。以下の、八幡製鉄による公害の可能性を問われた平田市長の言葉は、このことを典型的に示している。

近代的製鉄所は旧来のようなものではない。千葉市の川崎製鉄所を見てもわかるとおり、ばい煙など問題にしている。工員もまっ黒になって働いているものは一人もいない。……すべてがオートメーションになっている。……溶鉱炉にしても「白糸の滝」のように流れ出て3・4メートル離れておればちっとも熱いとも思わない。製鉄所に対する古い考えを変えないとダメだ。…⁴¹⁾

結果的に市・県当局は住工分離に努めることを怠り、住環境を無視した工場立地行政を進めていく。

さらに四日市市の工業化指向は、その予算措置を通じて生活環境整備の遅れをもちたしていた。先に見たように産業基盤整備としての三大事業には、「借しげなくわれわれとしては支出」する。起債の認可を国に求める際も、優先順位ははっきりしていた。例えば54年3月22日の議会で鬼頭建設部長は、公約していた下水道の53年度着工ができなかった理由を、次のように述べている。

市内におきましての事業の繰上順序がございまして、昭和28年度におきましてはまず工業用水、上水道、その次に下水道とというような順序で本省に渡りつけた関係上、起債の関係で28

年度は不成功に終わったのであります…⁴²⁾

結局生活環境整備は、産業基盤整備のついでのような形で取り組まれることになる。以下は井戸水の塩水化に悩む磯津地区の住民が、市に上水道の敷設を要求したことに対する市側の回答である。

この工事については経費も相当かさ早期に手を付けるわけにはいかぬ……そのうちに火力発電所も実現することだから、これと併せて恒久的な対策を練っている……もう少し我慢してもらいたい…⁴³⁾

工業化重視の姿勢は財政面だけでなく、より直接的に人員面でも生活環境整備に影響を及ぼしていた。例えば下水道計画の遅れは、前述の全日本農機具大博覧会とも関係していた。52年1月28日の市議会で、水野栄三郎市議に「建設部長は（前年一筆者注）8月中には下水道計画ができ上るということを確約せられたにもかかわらず、今だにそれができ上っておらない」と難じられ、同部長は次のように答弁している。

たまたま博覧会というものができて、この家の立退き、博覧会場内の整地その他に下水道調査の係の者を重点的にもって行っておる関係上、多少遅れます…⁴⁴⁾

また58年6月23日議会で錦安市市議が、「農繁期に橋梁が折れ、その忙しいさ中に通行に支障があるにもかかわらず、これを何日も何日も放っておく」と具体例を上げ市の土木工事が遅いのを指摘すると、城井土木課長は「最近工場誘致その他の調査にほとんど課の者を動員しておりました関係もあって、一時仕事の進捗が遅れた」⁴⁵⁾と理由を述べる。57年から58年にかけて、市が県と共に全力を傾けていたのは合成ゴムの誘致であり、このための地質調査等で手一杯で、一般市民向けの土木工事が滞っていたわけである。

以上見てきたように、四日市市・県の工業化指向、及び周辺市町村の工場誘致活動は、この時期におけるさまざまな都市形成活動共通の背景となっているのである⁴⁶⁾。

注

引用文は当用漢字、現代仮名遣いに改め、必要に応じて句読点を加えた。

24) 『伊勢新聞』50年11月9日付

25) 『伊勢新聞』55年12月18日付

26) 『伊勢新聞』54年4月13日付

27) 三重県編：三重県史 資料編 現代2 産業・経済、pp 523～525（「66 三重県工場誘致条例の制定」）、92.3。ただし本条例は、適用工場の指定自体遅延に遅延を重ね、進出企業に多くの便益を与えられ、71年10月廃止となる。

28) 10)と同じ。市議会産業経済委員会が本社を訪問した際の、会社幹部による説明。

29) 三重県議会図書所蔵『昭和34年三重県議会定例会・臨時議会会議録』（59年3月2日議会で知事発言）

30) 『伊勢新聞』57年12月31日付

31) 田川亮三。72年より95年まで三重県知事。

- 32) 『伊勢新聞』59年7月24日付
 33) 『伊勢新聞』59年8月19日付
 34) 三重県議会図書室所蔵「昭和34年三重県議会定例会・臨時会会議録」
 35) 27), pp508～510 (『62 鈴鹿市の呉羽紡績機誘致』)
 36) 27), pp510～513 (『63 鈴鹿市の工場設置奨励条例』)
 37) 『伊勢新聞』56年5月11日付
 38) 『伊勢新聞』59年8月18日付
 39) 『伊勢新聞』58年4月25日付
 40) ただ次の記事を見ると、一般市民の関心は必ずしも高くなかったようである。
 桑名市製鉄所誘致運動協議会主催の東海製鉄所誘致市民大会は14日……市民約150人が参加して開かれた。……しかしこの大会に対する一般の関心はうすく、市当局の動きに比べわずかに150人という集まりでものたりなかった。(『伊勢新聞』

- 58年12月15日付)
 41) しかし漁民の反対が強く、結局断念される。
 42) 『伊勢新聞』60年2月6日付
 43) 12)と同じ。
 44) 『伊勢新聞』54年1月19日付。なお工業化重視の予算措置は、公共住宅の立地場所にも影を落していた。建設コストを抑えるため、工業開発に伴い整備された社会資本を利用する方向へと向い、結果として工場地帯の隣接箇所を選択していくのである。
 45) 12)と同じ。
 46) 12)と同じ。
 47) この時期のもう一つ重要な都市形成活動として、石油化学関連工場が増殖したことがあるが、これについては市・県の工業化指向、あるいはそれに基づく両者の工場誘致活動はあまり寄与していないと思われる。詳細は別稿に譲る。

〔 受 入 図 書 一 覧 〕

本研究室で平成10年9月以降に受け入れた図書は次のとおりです。

観光白書 平成10年版 総理府
 環境白書総説 平成10年版 環境庁
 環境白書各論 平成10年版 環境庁
 防災白書 平成10年版 国土庁
 通商白書総論 平成10年版 通商産業省
 通商白書各論 平成10年版 通商産業省
 建設白書 平成10年版 建設省
 公務員白書 平成10年版 人事院
 経済白書 平成10年版 経済企画庁
 厚生白書 平成10年版 厚生省
 通信白書 平成10年版 郵政省
 科学技術白書 平成10年版 科学技術庁
 労働白書 平成10年版 労働省
 婦人白書 1998 日本婦人団体連合会
 保育白書'98 全国保育団体連合会・保育研究所
 図説 高齢者白書 1998 三浦文夫
 情報化白書 1998 財団法人日本情報処理開発協会
 アンケート調査年鑑 1998 上・下 武内 宏
 高齢社会基礎資料年鑑 1998-99年版
 エイジング総合研究センター
 社会保障年鑑 1998年版 健康保険組合連合会
 日本労働年鑑 1998年版 第68集
 大原社会問題研究所
 民力'98 朝日新聞社
 家計調査年報 平成9年 総務庁統計局
 経済要覧 平成10年版 経済企画庁調査局
 地域統計要覧 1998年版 地域振興整備公団
 文部統計要覧 平成10年版 文部省
 地域医療基礎統計 1998年版
 厚生省大臣官房統計情報部

余暇・レジャー総合統計年報'98-'99
 財団法人食品流通情報センター
 中小企業施策総覧 本編 平成10年版 中小企業庁
 中小企業施策総覧 資料編 平成10年版 中小企業庁
 過疎対策の現況 平成9年版
 国土地方振興局過疎対策室
 職員の給与等に関する報告及び勧告
 平成10年10月 三重県人事委員会
 建設白書 平成9年版 建設省
 保育白書 1997 全国保育団体連絡会・保育研究所
 婦人白書 1997 日本婦人団体連合会
 市政概要 平成10年度 四日市市

編 集 後 記

先日津市神戸の里山で、「里山クリーンアップ&秋の味覚満喫大作戦」と題するイベントを行った。里山に捨てられているゴミを拾い、その後、さんまを煮て焼き豚汁を食べながら里山の未来を語るという企画であった。みるみる内にゴミ袋は空缶で満杯となり、あちこちにソファや冷蔵庫などの粗大ゴミが捨てられていた。また竹林が雑木林を徐々に蚕食しつつあるような光景も見られた。しかしまだ、里山は豊かさも残している。からすうりやりんどうが鮮やかな秋の色を見せ、無数になっているむかごが秋の味覚に加わってくれた。この豊かさを何とか将来にわたって残したいと思う。
 S. T